

発議第1号

森林環境税（仮称）の早期創設に関する意見書案

森林環境税（仮称）の早期創設に関する意見書を衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び環境大臣宛て提出するものとする。

平成29年12月15日提出

提出者 和歌山市議会議員

遠藤 富士雄

吉本 昌純

中尾 友紀

山本 忠相

山野 麻衣子

森林環境税（仮称）の早期創設に関する意見書案

我が国の地球温暖化対策については、2020年度及び2020年以降の温室効果ガス削減目標が国際的に約束されているが、その達成のためには、とりわけ森林吸収源対策の推進が不可欠となっている。

もとより、森林は、地球温暖化防止機能のみならず、土砂災害防止機能、土壌保全機能、水源涵養機能などの多面的な公益的機能を有しており、広く国民一人一人に恩恵をもたらしている。

しかしながら、森林が多く所在する山村地域の市町村においては、木材価格の低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足に加え、急速な人口減少など厳しい情勢にあるなど、市町村が森林吸収源対策及び林業の担い手育成等に主体的に取り組むための恒久的、安定的な財源が大幅に不足している。

よって、国においては、継続的に森林の整備、保全に取り組めるよう、市町村の安定した財源確保に向け、森林環境税（仮称）を早期に創設することを強く求める。

なお、創設に当たっては、各府県が森林環境、水源環境の保全等を目的として行っている超過課税との関係を明確化することも併せて要望する。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。